小さな子供が磁石を誤飲する事故が発生しています! 〜磁石の安全な使用に関する調査を実施しました〜

近年、安価で小さく、強力な磁石(マグネット)の普及により、子供が磁石を目にしたり、触れる機会も増え、誤飲等の事故の要因にもなっています。また、複数の磁石や、磁石と金属とを一緒に飲み込んでしまうと、それらが腸を挟んでくっついて、炎症を起こすことで腸に穴を開けてしまう等、重症事故をひき起こすおそれがあります。

そこで、東京都では、磁石やその製品(以下、あわせて「磁石製品」といいます。)の 誤飲等の事故を未然に防止する観点から、危害危険経験等について、インターネット アンケート及び磁石製品に関する試験等による調査を実施しました。

その結果を踏まえ、消費者へのアドバイスや事業者団体への要望等を行います。

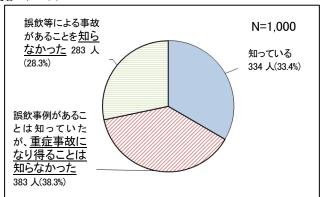


調査結果

☆ アンケート

※ 調査対象: 小学校 1、2 年生の子供と同居する保護者 1,000 人

- 磁石の誤飲等事故について、「誤飲等による事故があることを知らなかった」が約3割(283人、28.3%)【報告書 P9】
- 磁石製品を「誤飲等した」又は「誤飲等しそうになった」 経験が、149人(14.9%)【報告書 P10】
 - ⇒ 経験時の年齢は、1歳が最多(63人、42.3%)。 8割以上(126人、84.5%)が、1歳から3歳までに経験
 - ⇒ 経験時の約6割は、自宅のリビングで発生
 - ⇒ 経験時、磁石製品は、「子供の手の届くところに あった」が、約6割



磁石製品の誤飲等による事故についての認知

【事例1】冷蔵庫につけていたマグネットを口の中に入れ、あめのようになめていた。マグネットはプラスチックがはずれて磁石だけになっていた。(男2歳)

【事例2】 冷蔵庫にマグネットが貼ってあり、しかもただのマグネットではなくケーキをかたどったもので余計に興味をひかれて口にしてしまった。(女2歳)

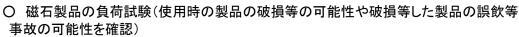
【事例3】 小さなマグネットシートを口に入れていた。手の届かないところに貼っていたが、上の兄弟が手の届くところにつけてしまったようだ。(女1歳)



☆ 試験等

※ 調査対象:市販のおもちゃ類(一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全基準に適合した玩具を除く。)、文房具類(メモ類等を貼るために使用するキャラクターや食べ物を模したもの等を含む。)、雑貨類等の磁石を使用した製品、磁石単体

- ◎ 安全な使用に関する試験(玩具安全基準に準じて実施) 【報告書 P27】
 - 磁石製品自体に関する試験(重症事故になり得る誤飲等事故の可能性を確認)
 - ⇒ 小部品(誤飲等しやすい大きさ)に該当し、強い磁石(50(kG)²・mm²以上)の製品が、 全体の4割以上ありました。



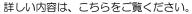
⇒ 製品から磁石がはずれたり、磁石がはずれなかったものの製品の一部が破損した ものもありました。中には、誤飲等しやすい大きさとなった製品もありました。



調査対象例(イラスト)

- ◎ 表示調査 【報告書 P32】
 - ⇒ 約8割の製品に、誤飲等、子供への注意を促す内容の記載がありました。
 - ⇒ 一方で、子供への注意も含め、取扱い等に関する注意について、一切、記載のない製品もありました。

【裏面へ続く】





http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/

【問合せ先】

消費生活部生活安全課商品安全担当 電話 03-5388-3082

消費者へのアドバイス

- ☆ 誤飲等の事故防止対策をしましょう。
 - 使用方法等をあらかじめ確認し、製品に記載されている注意事項を守りましょう。
 - ·【おもちゃ】

玩具安全マーク(ST マーク)適用製品など、安全に配慮されたものを選択するようにしましょう。

・【おもちゃ以外】

目立つデザイン等の製品は、子供の興味を引くおそれがあります。また、子供の手の届かない場所であっても、イスなどに乗って、取り出したケースがあります。遊び道具とさせない等、小さな子供にさわらせないようにし、一時的であっても、小さな子供の手の届かない範囲で使用・保管しましょう。

- 無くなったり外れたり又は外れそうな磁石はないか、定期的にチェックする等、子供の安全を守る視点から、 室内の状況を確認しましょう。
- 子供に誤飲等の危険性や取扱いについてわかりやすく伝えましょう。
- ☆ 誤飲等したと思われる場合は、すみやかに医療機関を受診しましょう。

複数の磁石や、磁石と金属とを一緒に飲み込んでしまうと、それらが腸を挟んでくっついて、炎症を起こすことで腸に穴を開けてしまう等、重い障害をひき起こすおそれがあります。子供が磁石製品を誤飲等する瞬間を、保護者等が目撃するとは限らないので、誤飲等した場合だけでなく、誤飲等したと思われる場合にも、すみやかに医療機関を受診しましょう。

要望•情報提供

〇 要望

磁石製品に係る製造事業者団体に対し、安全な製品の開発・普及等について取組を強化する等、磁石製品の誤飲等事故防止に向けた安全対策を推進するよう要望します。

〇 情報提供

国や関係事業者団体等に対し、製品改良や注意喚起等への活用のため、情報提供します。